

経済要録

国内

◆日本銀行、「社債等の振替に関する法律に基づく国債振替決済制度の運営開始および現行の国債振替決済制度の廃止に関するお知らせ」を公表

日本銀行は、1月7日、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社債等振替法」という。）の定めるところにより国債の振替に関する業務を営むことについて、社債等振替法上の指定の申請および日本銀行法（平成9年法律第89号）上の認可の申請を行うことを決定し、公表した。その内容は以下のとおり。

平成15年1月7日
日本銀行

社債等の振替に関する法律に基づく国債振替決済制度の運営開始および現行の国債振替決済制度の廃止に関するお知らせ

本日、日本銀行は、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社債等振替法」という。）の定めるところにより国債の振替に関する業務を営むことについて、社債等振替法上の指定の申請および日本銀行法（平成9年法律第89号）上の認可の申請を行う^(注1)ことを決定しました。

日本銀行は、これらの指定および認可が得られることを前提に、平成15年1月27日をもっ

て、現行の国債振替決済制度を廃止するとともに社債等振替法に基づく国債振替決済制度の運営を開始する^(注2)予定です。

なお、これらの指定および認可が得られたときは、その旨をお知らせします。

(注1) 1月20日に社債等振替法上の指定および日本銀行法上の認可を取得。

(注2) 1月27日より、予定どおり社債等振替法に基づく国債振替決済制度の運営を開始。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、1月22日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日对外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、1月23日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が15～20兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別 添)

平成 15 年 1 月 22 日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が 15～20 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆政府、「株式会社産業再生機構法案」等を閣議決定

政府は、1月28日、「株式会社産業再生機構法案」等を閣議決定した。株式会社産業再生機構関連法案の概要は以下のとおり。

産業再生機構関連法案の概要

I. 株式会社産業再生機構法案

1. 総括規定

(1) 目的

- ・個別事業の再生支援による我が国産業の再生
- ・不良債権処理の促進による信用秩序の維持

(2) 金融機関の範囲

- ・預金取扱金融機関（農水系統を含む）
- ・保険会社、貸金業者、政策金融機関
- ・その他金融に関する業務を行う事業者

(3) 主務大臣

- ・内閣総理大臣（内閣府及び金融庁）、財務大臣、経済産業大臣（実務上は内閣府を主管省庁とし、効率的運営を確保）

(4) 設立・監督

- ・機構は、一を限り、主務大臣認可により設立する株式会社
- ・定款変更、役員選任、予算、資金調達（政府保証）などの主務大臣認可（同じく実務上は、効率的運営を確保）
- ・主務大臣による監督上の必要に応じた業務命令、報告徴求、検査権限

2. 産業再生委員会

(1) 権限

- ・支援（関与）の決定
- ・債権買取りの決定
- ・債権処分の決定

(2) 主務大臣・事業所管大臣との関係

- ・上記（1）の決定に際して主務大臣の意見を聴かなければならない。
- ・支援決定に際しては、主務大臣は事業所管大臣にその内容を通知し、通知を受けた事業所管大臣は、意見を述べることができる。

(3) 組織

- ・委員 3人以上 7人以内

- ・委員には代表取締役及び社外取締役を含む
- ・互選による委員長、委員長代理の選任
- ・3分の2以上の定足数及び過半数による意思決定

3. 機構の業務

(1) 支援基準

- ・主務大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、事業再生の支援や債権買取決定に当たり従うべき基準（産業再生法の数値基準を含む）を設定。

(2) 事業者（債務者企業）との関係

- ・事業者は、一以上の金融機関（メインバンク）と連名で、機構に対し、債権買取りその他事業の再生に向けた支援（関与）を申込み。
- ・機構は、支援基準に従い、事業再生の支援を行うか否かを決定。
- ・債権買取り後、必要に応じ、貸付、債務保証、出資（DES）等を行う。

(3) 他の債権者（非メインバンク）との関係

- ・機構が支援決定を行った旨を通知し、債権買取りの申込みをするか、対象事業者の再生計画に同意するか、いずれかの回答を一定期間内（最長3ヶ月）に行うよう求める。
- ・必要に応じ、回答期限までの間、対象事業者から債権を回収しないこと（一時停止）を求める。
- ・再生に必要な債権額に達するだけの回答が集まったときは、一括して委員会による買取決定を行う。

- ・一方、回答が集まらなかったり、一時停止の要請に反した回収により再生に必要な債権額に達しないときは、支援決定を撤回する。

(4) 買取価格

- ・債権の買取価格は、再生計画を勘案した適正な時価。

(5) 債権の処分

- ・機構は、債権買取決定から3年以内に債権の処分を行うよう努める。
- ・再生を図れなかったときは、RCC等への売却、法的整理へ移行。

(6) 倒産法制の特例

- ・支援決定から買取決定までの間に行われる「つなぎ融資」で事業の継続に不可欠なものについては、機構が確認を行えば、当該債権については、会社更生手続き等に移行した場合に、「衡平を害しない場合」として他の債権より有利な取扱いを受けるための根拠とすることができる。

(7) 課税の特例

- ・機構が債権の買取りにより不動産に関する権利を取得した場合には、その不動産に関する権利の移転の登記について、登録免許税を課さない。

4. その他

(1) 政府保証・損失補助

- ・機構の資金調達に対する政府保証
- ・機構解散時に債務超過となった場合の政府

による損失補助

(2) 預金保険機構の業務特例等

- ・ 預金保険機構による機構への出資とそのため
の特別勘定、資金調達に対する政府保証
- ・ 特別勘定への関係者の拠出

(3) 関係機関との連携

- ・ 預金保険機構及びRCCとの協力体制の充実
- ・ 関係省庁（金融行政、産業再生法の運用等）
及び日銀による協力
- ・ 政策金融機関による債権放棄などの協力

(4) 情報公開

- ・ 委員会が決定を行った場合には、その旨を
速やかに公表

II. 株式会社産業再生機構法の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律案

- ・ RCC並びで対象事業者の保証協会保証を
可能とする中小企業信用保険法の改正
- ・ 機構の買取期限（不良債権集中処理期限）
に合わせてRCCの買取期限を延長する金
融再生法改正
- ・ 内閣府設置法の改正

◆現行金利一覧

(15年2月17日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.10	13. 9. 19	(0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28	(1.500)
長期プライムレート	1.55	15. 2. 12	(1.65)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(15年2月17日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	0.808	0.849
	表面利率 (%)	0.8	0.9
	発行価格 (円)	99.92	100.47
政府短期証券	応募者利回り (%)	0.0019	0.0015
	発行価格 (円)	99.9995	99.9996
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	0.892	0.887
	表面利率 (%)	0.8	0.8
	発行価格 (円)	99.15	99.20
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	0.895	0.890
	表面利率 (%)	0.8	0.8
	発行価格 (円)	99.12	99.17
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	0.400	0.400
	表面利率 (%)	0.40	0.40
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	0.060	0.060
	同税引後 (%)	0.050	0.050
	割引率 (%)	0.05	0.05
	発行価格 (円)	99.94	99.94

(注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。

2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行価格は募入平均価格。

3. 公募地方債は最低レート。

4. 利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レートを採用した金融債の計数を掲載。

海外

◆B I Sグローバル金融システム 委員会、報告書「信用リスク移転」 を公表

B I Sグローバル金融システム委員会は、1月29日、「信用リスク移転」（原題：Credit risk transfer）と題する報告書を公表した（報告書要旨の仮訳は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）および『日本銀行調査月報』2003年2月号参照）。